

令和4年2月16日

令和4・5年度埼玉県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和4・5年度の保険料率については、令和4年2月16日開催の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回定例会で議決され、下記のとおり決定いたしました。

○ 令和4・5年度後期高齢者医療保険料率

均等割額 44,170円 (+2,470円)

所得割率 8.38% (+0.42ポイント)

(参考) 現行保険料率等との比較

保険料率	令和4・5年度 (A)	令和2・3年度 (B)	比較 (A-B)
均等割額	44,170円	41,700円	2,470円増
所得割率	8.38%	7.96%	0.42ポイント増
1人当たり 平均保険料額 (軽減後)	78,773円	76,481円	2,292円増

※ 1人当たり平均保険料額(軽減後)は、保険料改定時の見込額です。

※ 令和4年度以降の保険料の賦課限度額は、現行の64万円から2万円引き上げられ、66万円になります。

※ 保険料率の算定に当たっては、財政上の剰余金(基金)を活用して上昇を抑制しています(令和4・5年度は136億円、令和2・3年度は152億円)。

(保険料率が増加する主な理由)

- 給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合(2年に1度政令で定められている「後期高齢者負担率」)が、現役世代の人口減少に伴って引き上げられるため(令和4・5年度の後期高齢者負担率は11.72%で、前回の11.41%から0.31ポイント引き上げられています)。

参考 1. 保険料の計算方法

年間保険料額 (上限 66 万円)	=	均等割額 (44, 170 円)	+	所得割額 (賦課のもととなる所得金額×8.38%)
----------------------	---	---------------------	---	------------------------------

参考 2. 保険料額の比較

【年金収入のみ・単身者の例】(ただし、元被扶養者を除く)

公的年金収入	令和 4 年度保険料額の計算		令和 4 年度 保険料額	令和 3 年度 保険料額	増減額
	均等割	所得割			
年額 153 万円	7 割軽減 (13, 250 円)	なし (0 円)	13, 200 円	12, 500 円	700 円
年額 168 万円	7 割軽減 (13, 250 円)	あり (12, 570 円)	25, 800 円	24, 400 円	1, 400 円
年額 196.5 万円	5 割軽減 (22, 080 円)	あり (36, 450 円)	58, 500 円	55, 400 円	3, 100 円
年額 220 万円	2 割軽減 (35, 330 円)	あり (56, 140 円)	91, 400 円	86, 600 円	4, 800 円
年額 240 万円	軽減なし (44, 170 円)	あり (72, 900 円)	117, 000 円	110, 900 円	6, 100 円

【年金収入のみ・元被扶養者であった単身者の例】

公的年金収入	令和 4 年度保険料額の計算		令和 4 年度 保険料額	令和 3 年度 保険料額	増減額	
	均等割	所得割				
年額 168 万円	7 割軽減 (13, 250 円)	なし (0 円)	13, 200 円	12, 500 円	700 円	
年額 196.5 万円	5 割軽減 (22, 080 円)	なし (0 円)	22, 000 円	20, 800 円	1, 200 円	
年額 220 万円	(加入後 2 年間まで)	5 割軽減 (22, 080 円)	なし (0 円)	22, 000 円	20, 800 円	1, 200 円
	(加入後 2 年経過後)	2 割軽減 (35, 330 円)	なし (0 円)	35, 300 円	33, 300 円	2, 000 円

- 元被扶養者とは、後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に、被用者保険の被扶養者であった方です。元被扶養者に該当する方は、資格取得後 2 年を経過するまでの間、その期間の均等割額に 5 割軽減が適用されます(所得の少ない方に対する均等割額の軽減に該当する場合には、軽減割合の高い方が優先されます)。なお、所得割額はかかりません。